

校則改正手続きについて

<職員から上がってくる場合>

1. 生徒指導部で内容を練り、校則検討委員会へ提案。
2. 校則検討委員会で承認を得た場合、職員会議へ提案。不備がある場合は、1へ戻る。
3. 校則検討委員会および職員会議で認められたら改正とする。

<生徒から上がってくる場合>

1. 改正を求めるものは、発起人を10名以上集めて生徒会へ申し出る。
2. 生徒会は発起人の人数と改正したい内容を確認する。
3. 問題がない場合は、署名活動の許可を出す。
4. 発起人は、2週間の期限内に、全校生徒の2/3の署名を集める。
ただし、無理やり署名をさせたり、内容を偽り署名させたりしたものは署名を無効とし、活動の許可を取り下げる。
5. 期限内に署名が集まらなかった場合は、申し出を却下する。
なお、却下された申し出の内容については、同じ年度内では受け付けない。
6. 期限内に署名が集まった場合は、集まった署名を生徒会へ提出する。
7. 生徒会は、集まった署名を点検し、問題がなければ生徒会部職員の指導のもと、代議員会にて協議をし、改正案を練る。なお、改正案を考える上で、考えられる障壁なども検討すること。
8. 完成した改正案は生徒会を経由し生徒指導部へと提出する。
9. 生徒指導部で内容を確認し、問題がなければ校則検討委員会へ提案。
10. 校則検討委員会で承認を得た場合、職員会議へ提案。不備がある場合は、7へ戻る。
11. 校則検討委員会および職員会議で認められたら改正とする。

<飛翔委員会から上がってくる場合>

1. 総務部を経由し、生徒指導部へ報告する。
2. 生徒指導部は生徒会と連携し、代議員会を開き、議題に挙げる。
3. 提案内容が代議員会にて過半数の賛成を得られなかった場合は、提案内容そのものを却下する。
4. 提案内容が代議員会にて過半数の賛成を得られた場合、引き続き代議員会にて改正案を練る。なお、改正案を考える上で、考えられる障壁なども検討すること。
5. 完成した改正案は生徒会を経由し生徒指導部へと提出する。
6. 生徒指導部で内容を確認し、問題なければ校則検討委員会へ提案。
7. 校則検討委員会で承認を得た場合、職員会議へ提案。不備がある場合は、4へ戻る。
8. 校則検討委員会および職員会議で認められたら改正とする。